

○与論町地域おこし協力隊設置要綱

平成27年10月1日告示第68号

改正

平成28年3月16日告示第16号

平成30年9月21日告示第85号

令和3年2月8日告示第8号

与論町地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

**第1条** 人口減少、少子高齢化が進行する本町において、町外の人材を積極的に受け入れ、その定住・定着並びに地域の活力の維持及び強化を図り地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、与論町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(活動)

**第2条** 与論町地域おこし協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）は、地域力の維持及び強化に資する次に掲げる活動に従事する。

(1) 人口減少対策

ア 与論交流体験事業の推進

イ 移住交流事業の支援（ふるさと留学制度推進を含む。）

(2) 集落づくり

ア コミュニティ活動の運営と活性化に係る支援

イ 地域の情報発信に係る支援

ウ ふるさと納税に関すること。

エ 地域資源の活用コーディネート支援

オ 観光振興に係る支援

(協力隊員の要件)

**第3条** 協力隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長が任用する。

(1) 生活の拠点を3大都市圏を始めとする都市地域等（条件不利地域を除く。）から与論町へ移し、当該地区に住民票を異動する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(3) 心身ともに健康で、誠実に活動できる者

(4) 地域おこしに意欲があり、地域住民等と積極的に協働できる者

(任用期間)

**第4条** 協力隊員の任用期間は1年以内とし、年度の途中において任用された者の当初の任用期間は任用の日から当該年度の末日までとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、1年を超えない範囲で前項に規定する任用期間を延長することができる。ただし、任用期間は3年を限度とする。

(活動に伴う町の支援)

**第5条** 町長は、第2条に規定する活動に必要な用具等の確保に係る支援を行うものとする。

(勤務条件)

**第6条** 協力隊員の勤務日は、与論町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年与論町規則第5号。以下、「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）によるものとする。

2 協力隊員の勤務時間は、1日につき7時間30分とする。この場合において、標準的な勤務時間帯は午前8時30分から午後5時00分までとし、休憩時間は正午から午後1時までとする。

3 前項の勤務時間帯については、協力隊員の活動内容により変更できるものとする。

(報酬等)

**第7条** 協力隊員の報酬は与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年与論町条例第4号。以下、「会計年度任用職員給与条例」という。）により支給する。

2 協力隊員が活動のために町外に旅行したときは、会計年度任用職員給与条例に基づき費用弁償を支給する。

3 町長は、協力隊員に手当の支給は行わない。ただし、協力隊員の住居に関する費用及び私有車の公務使用に係る費用は、予算の範囲内で支給することができる。

(私有車の公務使用)

**第7条の2** 協力隊員は、私有車による出張をしようとするときは、あらかじめ私有車使用承認申請書（様式第1号）により所属長に申し出、その承認を受けるものとする。ただし、協力隊員は可能な限り公用車を使用することとする。

2 私有車の公務使用に係る費用については、公務使用した走行距離 1 kmにつき20円を支給するものとし、協力隊員は与論町地域おこし協力隊活動に係る燃料費請求書（様式第2号）に地域おこし協力隊活動に係る私有車の公務使用記録（様式第3号）を添付することにより請求できるものとする。

3 協力隊員が承認私有車で公務遂行中に交通事故及び天災等により損害を受けた場合は、その損害額が自動車保険等によって補填される額を超える分については、町が補填するものとする。ただし、交通事故及び当該損害の発生について当該協力隊員に故意または重大な過失がある場合、この限りでない。

（社会保険等の加入）

**第8条** 協力隊員は、次に掲げる保険に加入するものとする。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険
- （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険
- （4）介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険（協力隊員が加入対象者である場合に限る。）

（休暇等）

**第9条** 協力隊員の休暇等については、会計年度任用職員勤務時間規則によるものとする。

（公務災害補償等）

**第10条** 協力隊員の災害補償は、地方公務員災害補償基金又はその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

（活動報告）

**第11条** 協力隊員は、活動報告書（様式第4号）を作成し、毎月5日までに活動内容を所属長に報告しなければならない。

（解任）

**第12条** 町長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- （1）法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、協力隊員の活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- （3）協力隊員として、ふさわしくない非行があったとき。
- （4）協力隊員から退任の申出があったとき。

(秘密の保持)

**第13条** 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月16日告示第16号)

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成30年9月21日告示第85号)

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年2月8日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の与論町地域おこし協力隊設置要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号 (第7条の2関係)

## 私有車使用承認申請書

使用する期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
使用する 私有車の 状況	車名		総排気量	
	定員		登録番号	
	所有名義人	住所 氏名		
運転 免許証	種類	普通免許・二輪免許・原付免許・その他( )		
	免許取得年月日	年 月 日		
任意保険 加入状況	契約先		保険期間	
	保険金額	対人	円・対物	円

上記のとおり、私有車を公務の遂行のため使用することについて、与論町地域おこし協力隊設置要綱第7条の2の規定により承認申請します。

年 月 日

殿

所属・職

氏 名

印

様式第2号 (第7条の2関係)

年 月 日

与論町長 山 元宗 殿

住所 与論町大字 番地

氏名 与論町地域おこし協力隊

〇〇 〇〇

印

与論町地域おこし協力隊活動に係る燃料費請求書

与論町地域おこし協力隊設置要綱第7条第4項の規定に基づき、燃料費を支給して下さるよう下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 \* , \*\*\*円

- ・燃料費請求の根拠となる資料を添付いたします。

振込先

金融機関名

種別・番号

フリガナ

口座名義



活 動 報 告 書

様

与論町地域おこし協力隊

氏名

印

報告年月	年 月 分	
1 当月の活動内容		
2 翌月の活動予定		
3 要望、意見		